

介護保険システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム

第1回議事概要

日時：令和7年6月27日（金）13:30～14:30

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社会議室 及び WEB 会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

出席	生田 正幸	関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）
出席	後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
出席	西山 友啓	川口市福祉部介護保険課 主事
出席	八坂 俊吾	川口市福祉部介護保険課 主任
出席	中山 亮	川口市福祉部介護保険課 主任
出席	福川 拓郎	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	野溝 聖子	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
欠席	中澤 正彦	川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 係長
出席	鷹野 駿	甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課保険給付係 主事
出席	石原 俊	甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課認定係 主事
出席	加藤 瞳子	甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課保険給付係 主事
出席	伊藤 靖浩	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 係長
欠席	磯川 朋子	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 係長
出席	川上 正暁	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐

（オブザーバー）

出席	池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
出席	米田 圭吾	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	津田 直彦	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	下田 卓也	デジタル庁統括官付参事官付 主査
欠席	丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官
欠席	中川 瑛	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
欠席	飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
		保険局医療介護連携政策課 推進官 併任
		保険局診療報酬改定DX推進室 室長代理補 併任
		社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー 併任
出席	渡邊 圭彦	厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐
欠席	平井 智章	厚生労働省老健局介護保険計画課DX係 課長補佐
欠席	奥田 大輔	厚生労働省老健局介護保険計画課DX係 専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書第 5.0 版案の検討
3. その他

【議事概要】

○構成員意見

- ・資料 3 の検討論点 1 「介護分野におけるDXの推進への対応」の適合基準日について、3 頁にある第 118 回（令和 7 年 3 月 17 日）介護保険部会資料から特定の日付ではなく、令和 8 年度から令和 9 年度と幅を持たせていると読み取っていた。一方で 4 頁では事務局の取りまとめた内容では令和 9 年 1 月 1 日となっている。一般的には法制度の改正に伴う施行日と合わせてシステムの適合基準日も一意に定まるものであると考えているが、介護情報基盤との連携については自治体の準備状況により、実施可能な時期が異なってくるため、介護情報基盤における適合基準日は幅があるものと受け取っていたが、特定の日付とされた理由を改めて確認したい。

また、介護情報基盤との連携について、自治体の準備状況や実施可能な時期等を調査しているのか、調査しているのであれば調査結果を踏まえた判断なのか確認したい。

⇒（厚生労働省）令和 7 年 3 月 17 日の介護保険部会資料にて示されているとおり、市町村へのアンケートを実施した結果として令和 9 年度までに約 97% の団体が移行できることを確認している。

その上で適合基準日の考え方として、法施行日と適合基準日は異なり、まず法施行日はデータの送信が可能となる日付であり、個人情報保護法の適用除外となる日付である。データを送信しないことには情報共有を開始できない、つまり、本格運用を開始できないため、本格運用開始の日付をいつにするかは介護保険部会にて議論することとなっている。

その上で、すべての自治体にてデータ送信が完了するまでの期間が 1 年程度かかるという試算もある中で適合基準日は可能な限り遅い日付を設定する必要があることからベンダ構成員の意見も踏まえ、令和 9 年 1 月 1 日を案として整理している。

⇒（構成員）令和 9 年 1 月 1 日とした場合に、義務的に何か生じるものがあるのかどうかを確認したい。

⇒（事務局）まず、適合基準日の考え方と介護情報基盤を本格運用する日付の考え方について、改めて説明させてもらう。介護情報基盤を本格運用する日付は令和 7 年 6 月 30 日の介護保険部会にて示され検討されると聞いている。適合基準日を「令和 9 年 1 月 1 日」とした理由については、介護情報基盤へのデータ送信が可能となる改正介護保険法の施行日は令和 8 年 4 月 1 日を想定していることから、令和 6 年度の介護保険システム標準化検討会での議論を踏まえ、適合基準日は令和 8 年 4 月 1 日としつつ調整中としている。今回対応案を定めるにあたり事務局にてベンダ構成員と協議をした結果、令和 9 年 1 月 1 日を対応案としている。

また、個人情報保護法に関連する内容になるが、番号法に関する厚生労働省の省令では被保険者の証情報と給付情報を個人番号と紐づけて扱えるが、要介護認定等の情報は個人番号と紐づけて扱うことができないと認識している。介護情報基盤へのデータ送信においては、令和 5 年度の介護保険法改正が令和 8 年 4 月 1 日に施行されれば、令和 8 年度から個人番号と紐づけて扱うこと

ができるようになる認識である。一方、適合基準日は設定する日付までにベンダはシステムを開発し、市町村へ機能を提供する必要があるため、ベンダのシステム開発期間や市町村へシステム提供できる期間等をヒアリングした上で、さまざまな要素を複合的に考慮し適合基準日の対応案を示している。

⇒（構成員）介護情報基盤との連携に関する考慮も行われていることは理解した。厚生労働省においても理解された上で弾力的に整理されたと理解した。適合基準日の考え方について、7月に行う全国意見照会の際に、説明資料に盛り込むことをお願いしたい。

なお、個人番号を使った事務処理は、利用することで確実に素早く連携できるというメリットがある一方で、個人番号を利用したさまざまな情報が連携されることに不安感を持つ方もいる中で識別子を使った連携で個人番号自体は利用しない整理とされた認識であるため、注意して進めてほしい。

⇒（事務局）全国意見照会の説明資料は厚生労働省様と調整中であるが、提示できる情報で理解を深めてもらうために必要な情報は提示したいと考えている。

○構成員意見

- ・介護保険システムが特定移行支援システムの団体に該当しており、標準準拠システムへの移行は令和10年1月を予定している。そのため、介護情報基盤への対応はベンダから現行システムでは行わず、標準準拠システムへの移行後に行うと説明を受けている。適合基準日が令和9年1月1日になる場合、ベンダからの説明内容と矛盾しないのか確認したい。

⇒（事務局）介護保険システムが特定移行支援システムとなっている団体における介護情報基盤への対応は厚生労働省様にて検討中と聞いている。

⇒（構成員）了解した。

以 上